

令和元年

第2回市議会定例会 報告第1号

専決処分の報告について

平成31年3月14日函館市湯川町3丁目5番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を令和元年5月21日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 1 損害賠償の額  
172,800円
- 2 損害賠償の相手方  
函館市に在住する40歳代の男性